



市議会・選挙・情報

市議会

▶ 開催

市議会は、選挙で選ばれた議員(市民の代表者)で構成され、市の条例や予算などを審議し、決定する機関。毎年4回(2月または3月と6・9・12月)の定例会のほか、随時、委員会が開かれる。

▶ 傍聴

市民の日常生活に身近な諸問題が論議・決定されている市議会を傍聴することで、市政の動きや市議会の活動内容を知ることができる。高齢者や身体の不自由な人、車いす利用の人は、傍聴席までエレベーターで移動できる。事前に希望があれば要約筆記や手話通訳の紹介も行っている。

開催日程は市議会ホームページに掲載。

● 本会議の傍聴

本会議の傍聴は、会議当日、開議1時間前から本会議傍聴受付で、先着順に受け付ける。(定員137人)

● 委員会の傍聴

委員会の傍聴は、委員会当日、開会1時間前から委員会傍聴受付で、先着順に受け付ける。(定員 各委員会室10人~20人)

問合せ 市議会事務局総務課 ☎582-2621 (FAX561-1021)

▶ 会議録・委員会記録

① 会議録(本会議)

本会議での審議内容を収録した「会議録」は、中央図書館(場所は100ページ参照)・地区図書館(場所は100ページ参照)、文書館(場所は95ページ参照)、市議会事務局に置いている。

② 委員会記録

「委員会記録」(市長質疑記録と平成30年4月以降開催の委員会は全文記録。その他の記録は会議の様子を録音したCD(またはMD)と会議の概要を記載した文書)を「会議録」と同じ場所で閲覧・聴取できる。

「会議録・委員会記録」は、市議会ホームページにも掲載。

問合せ 市議会事務局議事課 ☎582-2628

▶ 市議会中継

本会議での質疑・質問の模様などを、ケーブルテレビ(11チャンネル)とインターネットで生中継・録画放映を行っている。予算・決算特別委員会での市長質疑はインターネットで生中継・録画放映を行っている。放映日程は、市議会ホームページに掲載。録画DVDの視聴(視聴覚センター・要予約)・貸し出し(市議会事務局・要予約)も行っている。

問合せ 市議会事務局総務課 ☎582-2622

▶ 市議会だより(広報紙)

定例会で審議された概要を知らせる「市議会だより」を、年4回、自治会などを通じて各家庭に配布している。「市議会だより」は、市議会ホームページにも掲載。

問合せ 市議会事務局政策調査課 ☎582-2632

選挙

▶ 選挙権のある人

選挙は、国や地方の政治に携わる代表者を選び、私たちの意思を直接政治に反映させるもので、満18歳以上の日本国民(地方の選挙は満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上市内に住んでいる人)には選挙権がある。選挙権があっても、「選挙人名簿」に登録されていない場合は投票はできない。選挙人名簿は、住民票を基につくるので、就職、転勤、入学などで住所が変わったときは、住民異動届(44ページ参照)を。

▶ 投票は「投票所入場整理券」を持って

公示日(または告示日)以降に郵送される「投票所入場整理券」を持って投票所へ。

投票所入場整理券がない場合(未着、紛失など)でも投票できる。本人確認を行うため、運転免許証など本人と確認できる証明書類を持って、投票所の受け付けに申し出を。

▶ 点字・代理投票

目が不自由な人は点字投票ができる。体が不自由などで字が書けない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができる(秘密厳守)。投票所の受け付けへ気軽に申し出を。

▶ 期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等の用事のある人は、選挙の公示日(または告示日)の翌日から投票日の前日まで、住所地の区役所などで投票ができる。

▶ 不在者投票

旅行先や出張先の市町村、入院中の指定病院などで不在者投票ができる。身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持ち一定の障害のある人、介護保険の被保険者証を持つ要介護5の人は、自宅で投票し、郵送する不在者投票ができる。障害の内容によっては、代理記載による投票もできる。

▶ 在外投票

海外に居住する満18歳以上の日本国民で、在外選挙人名簿に登録されている人は、国政選挙の「在外投票」ができる。在外選挙人名簿への登録の申請には、出国前に国外への転出届を提出する際に市町村窓口で申請する方法(出国時申請)と、出国後に届住している地域を管轄する日本大使館等に申請する方法(在外公館申請)がある。

問合せ 各区選挙管理委員会 ▶ 各区窓口か、市選挙管理委員会 ☎582-3071 (FAX582-3016)

情報公開制度・個人情報保護制度

▶ 文書館

歴史的公文書、行政資料、郷土の歴史資料などの保存資料を、閲覧できる。また、次の制度は文書館が担当し、開示請求などの窓口になっている。

▶ 所在地 / 小倉北区大手町11-5 ☎561-5558 (FAX561-5529)

▶ 開館時間 / 午前9時30分~午後6時

▶ 休館日 / 土曜・日曜日、祝・休日、年末年始

▶ 情報公開制度

市が保有する行政文書を市民の請求に応じて開示することにより、市の仕事やその内容を知ることができる。

▶ 個人情報保護制度

個人情報について適正な取り扱いが確保されるための制度。自己に関する情報が市の保有する行政文書に記録されている場合、自己の情報について開示などの請求を行うことができる。

公益通報制度

事業者や市職員の法令違反行為に関する通報・相談は、行政処分などの権限を有する各担当課、または、総務局人事課で受け付けている。

なお、通報を行ったことを理由として通報者とその事業者から解雇などの不利益な取り扱いを受けることがないよう、公益通報制度が設けられている。

問合せ 総務局人事課 ☎582-2203 (FAX583-3124)

